

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の5第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年1月16日 |
| 【会社名】 | クラウドゲート株式会社 (旧会社名 株式会社テラネット) |
| 【英訳名】 | Crowd Gate Co.,Ltd. (旧英訳名 Terranetz Co.,Ltd.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼社長 藤田 一郎 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地 |
| 【縦覧に供する場所】 | 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番1号) |

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、当社における不適切な会計処理に係る第三者調査委員会の報告を受けて、過年度決算を訂正するとともに、提出済みの第7期(平成18年度)有価証券報告書、第8期(平成19年度)半期報告書、同有価証券報告書、第9期(平成20年度)半期報告書、同有価証券報告書、第10期(平成21年度)第1四半期報告書、同第2四半期報告書、第3四半期報告書、同有価証券報告書、第11期(平成22年度)第1四半期報告書、同第2四半期報告書、第3四半期報告書、同有価証券報告書及び、第12期(平成23年度)第1四半期報告書、同第2四半期報告書、第3四半期報告書について訂正報告書を提出しました。これに伴い、平成22年3月31日に提出いたしました第10期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)内部統制報告書の記載事項の一部を訂正するため、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

3【評価結果に関する事項】

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

財務報告に係る内部統制の評価は、当会計年度の末日である平成21年12月31日を基準日として行い、その評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は単一事業であり、また重要な子会社及び関連会社を有していないため、会社全体で単一の事業拠点として捉え全社を評価対象としております。当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「ソフトウェア」「コンテンツ(無形固定資産)」「従業員給与」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

(訂正後)

財務報告に係る内部統制の評価は、当会計年度の末日である平成21年12月31日を基準日として行い、その評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は単一事業であり、また重要な子会社及び関連会社を有していないため、会社全体で単一の事業拠点として捉え全社を評価対象としております。当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「ソフトウェア」(削除)「従業員給与」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の対象の結果、代表取締役社長岡田圭治は、平成21年12月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、代表取締役会長兼社長藤田一郎は重要な欠陥に該当すると判断いたしました。また、適切であると判断した評価範囲についての評価手続を再実施することができず、従って平成21年12月31日における当社の財務報告に係る内部統制はすべての重要な欠陥を特定するには至らず最終的な再評価結果を表明することはできないと判断いたしました。

記

当社の旧経営陣により行われた過去の取引において、不適切な会計処理が行われていたとの疑義が生じたため、社内調査を進めるとともに、平成23年10月12日にて、当社と利害関係のない外部有識者のみによる第三者調査委員会を設置し、社外調査を実施いたしました。平成23年12月13日付で第三者調査委員会の調査結果を受領した結果、平成18年から平成21年の旧経営陣の共謀と外部の協力者の協力のもとで、不適切な会計処理が行われていることが判明いたしました。また、当該調査報告書では、不適切な会計処理を生じさせた内部統制上の欠陥等、再発防止策に関する提言等について、詳細にわたる調査の結果を報告いただきました。

当社はこれを受けて、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為があったと認識し、過去の会計処理を訂正することを決定し、過年度決算を訂正するとともに、第7期（平成18年度）有価証券報告書、第8期（平成19年度）半期報告書、同有価証券報告書、第9期（平成20年度）半期報告書、同有価証券報告書、第10期（平成21年度）第1四半期報告書、同第2四半期報告書、第3四半期報告書、同有価証券報告書、第11期（平成22年度）第1四半期報告書、同第2四半期報告書、第3四半期報告書、同有価証券報告書及び、第12期（平成23年度）第1四半期報告書、同第2四半期報告書、第3四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

なお、不正取引は、平成18年から平成21年の旧経営陣が共謀して行っておりました。

これらから、全社的な内部統制に重要な欠陥があり、経営陣におけるコンプライアンス意識の欠如並びに取締役会の形骸化が、不正取引の発生の大きな原因であったと判断しております。

平成21年12月期（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）における当社の内部統制は、最終評価者である当時の代表取締役社長が不適切な会計処理に関与しており、同氏が本内部統制評価を行いました。また、第三者調査委員会が調査した不正を発見又は抑止できなかったことにより、不正に関するリスクの検討、コンプライアンスの徹底、取締役・監査役・内部監査部門におけるモニタリングの運用・整備状況が全社的に不十分であったと判断します。

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年12月31日を基準日として行われることとなっており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠することとしており、一度は当該基準に従って評価手続を行っておりました。しかしながら、不正に関与していた役員が全社統制を評価しており、業務プロセスなどについて、財務報告に係る内部統制を改めて評価し、かつ、新たに評価することが適切であると判断した手続を実施することは事実上困難であります。

従いまして、平成21年12月31日現在において、全社的な内部統制、全社的な観点から評価する決算財務報告に係る内部統制に重要な欠陥が存在することは認識されましたが、是正措置の完了には至っておらず、財務報告に係る内部統制の全ての重要な欠陥を特定するには至らず、最終的な再評価結果を表明することはできません。

なお、過去の不適切な会計処理等について共謀を行ってきた旧経営陣はすべて退任しており、現経営陣については旧体制からの刷新がされております。

しかし、当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性について改めて強く認識し、再発防止策として、同様な不正行為が二度と発生しないよう、第三者調査委員会が提言する再発防止策に関する施策をもとに、今後以下のような内部統制に関する取組みの実施を検討していく予定としております。

法令遵守意識の向上

取締役及び監査役は、社会的責任、投資家に対する責任を十分に認識し、正確な会計情報を開示することの重要性を自覚し、「不正は絶対に許さないとの」強いコンプライアンス重視の企業風土を醸成する。

取締役会及び監査役会の機能の充実

取締役会及び監査役会における議論の充実取締役会及び監査役会が不正行為防止のための牽制機能を発揮するためには、取締役及び監査役の一人一人が強固なコンプライアンス意識の下、十分な議論を行う必要性を認識し、議論の活発化のため、議案の前提事項等に関する情報が十分に提供する。

取締役会の報告基準の厳格化

取締役会及び監査役会での討議事項については、十分な期間において、前もって検討資料等を取締役及び監査役に配布し、取締役及び監査役も、当該案件の内容、当事者、必要性、経緯等の情報を事前に十分に検証した上、取締役会又は監査役会に臨み、自ら積極的に発言を行うための報告基準も厳格化する。

社内手続きの見直し

内部牽制を含めた実効性のある社内手続きの整備・運用は、すでに販売管理規程、与信管理規程、外注管理規程等の取引・外注等に関する審査手続きは整備されているが、不正取引防止のために、取引先の信用調査はもちろんのこと、取引の必要性や他社が自社との取引が望んでいる理由等の取引に至る経緯についても十分に取引の妥当性を検証する。

固定資産管理の見直し

固定資産管理として、実効性のある管理態勢を構築し、取得の際には、投資予算等との整合性が保たれているのか否か、取得後には、定期的にその実在性や機能・効能の継続性について確認する。

無形固定資産の取得時のチェック体制強化

ソフトウェアやライセンス等の無形固定資産の取得は、その対価性が不明確になりやすいことから、価格算定の根拠については、特に慎重に検証する。

外注に対する成果物又は役務の実在性確認の徹底

コンサルティング業務等の外注の場合は、その成果や作業内容は不明確になるおそれがあるため、成果物と仕様書等の整合性の確認、作業報告書等の徴求を行い、コンサルティング業務の実態があるのかについて十分に検証する。

内部監査の充実

内部監査による牽制機能内部監査においては、社内手続きの整備状況及び実際の運用状況を十分に検証する。その実効性が不十分である場合には、適切に指摘して改善を行う。

監査役と会計監査人及び内部監査室との連携

内部監査の結果については、経営陣に報告するほか、監査役や監査法人等へも情報共有を積極的に行い、不正の原因が経営陣にある場合でも、内部監査は、監査役及び監査法人との連携を密にして、適切に問題点を指摘し経営陣による不正を抑止する。

実効的な内部通報制度の設置及び周知徹底

内部通報制度を再整備し、内部通報制度の利用対象者については、自社の従業員にとどまらず、取引先、外注先等の会社外部の一定の利害関係者まで拡大することを検討し、通報者が利用しやすい制度とすべく、通報先としては、社内窓口だけでなく、弁護士などの社外窓口を設置する。

以上